

【諮問（個人）第155号】

26川情個第34号
平成26年12月19日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 人見剛

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成25年12月11日付け25川健精福第746号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年11月5日付けで川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「私についての精神保健福祉法第23条通報受理書」の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し実施機関は、異議申立人について精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。略称「精神保健福祉法」。平成25年6月19日法律第47号による改正前の法律。以下同じ。以下「法」という。）第23条に係る申請の事実がなく、文書が存在しないことから、平成25年11月19日付けで、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 本件処分について異議申立人は、近所には法第23条の規定に基づく通報のようなことを好む者が多数居住しており、本件請求対象公文書は存在する等と主張して、平成25年12月2日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第155号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成25年12月2日付け異議申立書、同年12月10日付け、12月11日付け及び12月17日付け非開示処分異議申立て理由書、平成26年2月8日付け意見書並びに同年10月10日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は次のとおりである。

- (1) 異議申立人の近所には、法第23条の規定に基づく通報のようなことを好む者が多数居住しており、本件請求対象公文書は存在するはずである。本件請求対象公文書が存在しないというなら、その理由と根拠を示してほしい。法第23条の規定に基づく通報による入院措置に不満があり、国家賠償請求をしたいと考えている。そのために必要な書類を集めている。
- (2) 本件保有個人情報開示請求書には、「法第23条通報」と書いたが、「申請」を含むという意味である。
- (3) 処分理由説明書に「検索したところ該当する文書がなかった」とあるが、検索

する際の検索ワードが違ったのではないか。私に関する文書なので、私の名前をキーワードにして検索すれば該当する文書があるはずである。

- (4) 本件請求対象公文書があるのであれば、医療情報の本人への開示は本人のためになる。他都市では、本人の治療に資することが可能であるとして、医療情報が開示された事例がある。文書を検索して、本当に存在しないのであれば別だが、存在するのであれば開示していただきたい。
- (5) 法第23条の申請に基づくと思われる市の職員の来訪や調査、また、医師の診察を受けたことはない。
- (6) 法第23条に関する文書だけでなく、異議申立人に係る苦情、文句、不満の受付文書も開示を求める。

4 実施機関の主張要旨

平成26年1月30日付け処分理由説明書及び同年10月28日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 法第23条は、精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事若しくは指定都市の長に申請することができるという規定であり、通報という文言は使われていない。通報の規定があるのは、法第24条（警察官の通報）、法第25条（検察官の通報）等である。また、異議申立人は、平成〇年に法第24条に基づく通報から、法第29条に基づく入院措置を受けている。そこで、実施機関では、本件請求を受けた際に、異議申立人に対し、本件請求に係る法第23条通報受理書とは法第24条以降に規定されている通報に係る受理書ではないか確認したところ、本件請求の内容は、法第23条に関する文書であるとの回答があった。
- (2) 法第23条に基づく申請については、各区役所で申請書を受け付けているが、当該申請書は2枚複写となっており、そのうち1枚が実施機関へ送付され、実施機関において受理している。法第23条に係る申請書の保存期間は5年となっており、実施機関が現に保有している平成20年度から本件請求時までの申請書を検索したところ、異議申立人に係る申請書はなく、異議申立人に対する法第23条に基づく申請の事実がなかった。そのため、本件請求に係る文書は存在しておらず、拒否処分としたものである。また、実施機関では、毎年、法第23条に係る申請書を取りまとめ、実施機関が発行する年報において報告している。口頭による処分理由説明に当たり、改めて、平成20年度から平成25年度の年報を確認したところ、本市に対する法第23条に基づく申請が11件あり、実施機関が

保有する申請書から、それら11件のいずれも異議申立人に関する申請ではないことを確認した。

- (3) 本件処分後に、異議申立人から、法第23条は申請の規定だが、誤って法第23条の通報と記載したために、該当する文書がなかったのではないかと問い合わせがあった。これに対し、実施機関では、通報、申請といった文言のいかんに関わらず法第23条に係る文書を検索した結果、該当する文書がなかったことを伝えた。

5 審査会の判断

- (1) 当審査会が実施機関に確認したところによると、異議申立人は、平成〇年〇月〇日に法第25条に基づく検察官の通報により同年〇月〇日から〇月〇日まで入院措置を、また平成〇年〇月〇日に同じく法第25条に基づく検察官の通報により同年〇月〇日から〇月〇日まで入院措置を受けている。さらに異議申立人は、平成〇年〇月〇日に法第24条に基づく警察官の通報に基づき同年〇月〇日から〇月〇日まで入院措置を受け、引き続く〇月〇日から〇月〇日まで市長同意にて医療保護入院をしている。
- (2) 異議申立人による本件請求は、「私についての精神保健福祉法第23条通報受理書」を、請求に係る保有個人情報の内容としている。異議申立人は、近隣住民から法第23条に基づく申請がなされ、それに起因して入院措置に至ったと主張しているが、本件請求が行われたのは平成25年11月5日であることから、異議申立人は、上記平成〇年〇月〇日の日付の、法第24条に基づく警察官の通報に起因する入院措置を、法第23条の申請に端を発したものであると誤認している可能性がある。

さらに、法第23条第1項は、「精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を」、都道府県知事若しくは指定都市の長に申請することができる旨を規定し、法第27条によると、都道府県知事若しくは指定都市の長は、法第23条の申請のあった者について「調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない」(第1項)こと、及び当該診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない(第3項)、「指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たって必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる」と規定している。

実施機関は、当審査会における口頭処分理由説明において、法第23条に基づ

く申請があった場合には、調査のために、対象者と数回の面談を行い、また、近隣に状況の確認を行う必要があるため、これらに2週間から1か月の期間を要すること、さらに必要があると認めるときは、対象者の自宅において診察を行うとしている。この手続は、上記法第27条の諸規定に基づくものである。

このような慎重な手続が法定され、申請を受理した後に実施されているのであれば、異議申立人の側において、当該手続が実施されたことについて認識されていて然るべきところ、異議申立人は当審査会における口頭意見陳述において、法第23条の申請に基づくと思われる調査や診察のために市の職員が来訪したことはなかったと述べている。

上記のとおり、法第27条第1項に基づき、実施機関において法第23条の申請による手続が行われた形跡もなく、法第23条に関する文書が存在するとする合理的な理由は存在しない。

- (3) なお補足するに、異議申立人は口頭意見陳述において、本件請求の対象公文書には、異議申立人についての法第23条に関する文書だけでなく、近隣住民の異議申立人に対する苦情、文句、不満に関する文書も開示を求めると述べているが、本件保有個人情報開示請求書において異議申立人は、法第23条に係る受理書の開示を請求しているのであって、本件請求に対する文書不存在を理由とする拒否処分への不服申立てに係る審査においては、法第23条に関する文書の存否のみが対象となる。

以上により、異議申立人の主張する法第23条に基づく申請はなく、これに関する公文書も存在しないものと判断する。

- (4) したがって、本件請求に対し、文書不存在を理由に拒否処分を行った実施機関の判断は妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 飯 島 奈津子
委員 植 村 京 子
委員 友 岡 史 仁
委員 三 浦 大 介